



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 155 落札者の決定 (情報政策課)
- 156 第二期統合利用・セキュリティ基盤の設営委託及びサーバ等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")
- 157 農業大学の授業料における加算額の設定 (果樹園芸課)
- 158 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
- 159 " (")
- 160 " (")
- 161 " (")
- 162 " (")
- 163 漁業災害補償法の規定による加入区の名称、水域及び区域の定め (水産振興課)
- 164 漁業災害補償法の規定による区域及び区分の定め (")
- 165 " (")
- 166 昭和43年和歌山県告示第168号(漁業共済加入区の区域指定)の一部改正 (")
- 167 昭和48年和歌山県告示第925号(漁業災害補償法による一定の水域等の制定)の一部改正 (")
- 168 昭和49年和歌山県告示第844号(漁業災害補償法による区域等の指定)の一部改正 (")
- 169 昭和49年和歌山県告示第845号(漁業災害補償法による区域等の指定)の一部改正 (")

○ 人事委員会告示

- 1 平成21年度和歌山県職員採用試験実施計画

○ 公告

- 入札公告 (情報政策課)
- 開発行為の工事の完了 (都市政策課)

○ 正誤

平成21年2月6日付け和歌山県報第2034号目次及び和歌山県告示第130号中

告 示

和歌山県告示第155号

平成20年度電子計算組織運用管理業務の委託契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11

条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成20年度電子計算組織運用管理業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成21年1月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
中央コンピューター株式会社
大阪市北区中之島6-2-27
- 5 落札金額 49,350,000円(うち消費税及び地方消費税の額2,350,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成20年12月5日

和歌山県告示第156号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、第二期統合利用・セキュリティ基盤の設営委託及びサーバ等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成21年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 業務内容
第二期統合利用・セキュリティ基盤の設営委託及びサーバ等の賃貸借
- 2 入札参加者の資格
この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において参加資格の認定を受けたものとする。
(1) 和歌山県役務の提供等に係る入札参加資格に関する

要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく入札参加に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の業種区分「(大分類)5情報処理(小分類)システム分析・開発」及び「(大分類)5情報処理(小分類)システム運用・保守」に đăng載されている者、又は同要綱附則第4条の規定により入札参加資格を有するとみなされ、登録区分「システム分析・開発」及び「システム分析・運用」に đăng載されている者であること。

(なお、未登録の場合は、2月17日から2月27日までの間、登録に関して申請できるものとする。)

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

- (2) 総務省競争参加資格(全省庁統一規格)において、平成20年度に「役務の提供等」のAの等級に格付けされている者のうち当該役務の提供等の内容について営業品目に物品の製造・販売、情報処理、ソフトウェア開発又は保守管理のいずれかの資格を有するもの又はこれと同等の資格を有すると認められる者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうちの代表者が、この要件を満たすものであること。

- (3) 和歌山県の示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。
- (4) 担当技術者のうち少なくとも2名は、次の資格又は認定等のいずれかを有するものであること。

コンソーシアムにあっては、当該担当技術者は、構成員(代表者を含む。)のいずれかに属するものであること。

ア 技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士(情報工学部門又は電気電子部門の情報通信で受験したもの)の資格を有する者

イ 経済産業大臣から次の情報処理試験合格認定を受けている者

- (ア) システム監査技術者
- (イ) 特種情報処理技術者
- (ウ) プロジェクトマネージャ
- (エ) アプリケーションエンジニア
- (オ) ネットワークスペシャリスト
- (カ) テクニカルエンジニア(ネットワーク、システム管理)

ウ 財団法人日本情報処理開発協会が行う情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)審査員登録において主任審査員の登録を受けている者

- (5) 平成17年4月1日から平成21年2月1日までの間に、同種かつ同規模の情報処理分野に関する役務の提供に係る事業実績があり、そのうちシンクライアント方式による構築及び保守運用の経験を有する者で、構築後の1年以上

の保守運用経験を有し、その成果が適正かつ優良であるものであること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たすものであること。

- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア コンソーシアムでないとき

(ア) 競争入札資格審査申請書

(イ) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書又は情報システムの契約に係る競争入札参加資格通知書の写し

(ウ) 2の(2)に掲げる資格を証する書類の写し

(エ) 作業実施計画書

(オ) 2の(4)に掲げる資格又は認定等を証する書面の写し

(カ) 2の(5)に掲げる事業実績を証する書類

イ コンソーシアムとして申請するとき

次の(イ)については構成員毎に提出することとし、(カ)及び(キ)についてはコンソーシアムの代表者が提出すること。

(ア) 競争入札資格審査申請書

(イ) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書又は情報システムの契約に係る競争入札参加資格通知書の写し

(ウ) 2の(2)に掲げる資格を証する書類の写し

(エ) 作業実施計画書

(オ) 2の(4)に掲げる資格又は認定等を証する書面の写し

(カ) 2の(5)に掲げる事業実績を証する書類

(キ) コンソーシアムの協定書を証する写し

(2) (1)の(ア)、(イ)、(エ)及び(カ)

に掲げる申請書類並びに(1)のイの(ア)、(イ)、(エ)、(カ)及び(キ)に掲げる申請書類については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成21年2月17日(火)から平成21年2月23日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に6に掲げる場所で配布を行う。

- (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成21年2月26日(木)午後5時までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

<p>(1) 場所 和歌山市湊通丁北一丁目2番1号 和歌山県庁南別館5階 和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室</p> <p>(2) 日時 平成21年2月23日(月)午後2時から</p> <p>5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所 平成21年2月27日(金)から平成21年3月3日(火)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に6に掲げる場所で受け付ける。</p> <p>6 資格審査申請書類の配布場所 和歌山県企画部企画政策局情報政策課 和歌山市湊通丁北一丁目2番1号 郵便番号 640-8585 電話番号 073-441-2402 ファクシミリ番号 073-428-1136</p> <p>7 申請書類に使用する言語 申請書類に使用する言語は、日本語とする。</p> <p>8 資格審査の結果通知 資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成21年3月6日(金)までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に通知する。</p> <p>9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。 (2) (1)の説明は、平成21年3月16日(月)までに書面により求めるものとする。 (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。 (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成21年3月27日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。 (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。</p>	<p style="text-align: right;">和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 田辺市和田字滝尻711の1、字田ノ上740、741、746から748まで、748の1、字大内谷844の1、845の1、845の3、845の6、845の8、845の11、字滝尻846の1、字田ノ上847から849まで、851の1(次の図に示す部分に限る。)、877</p> <p>2 指定の目的 水源のかん養</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p>
<p>和歌山県告示第157号 和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)別表第1第1項備考の規定により、普通教室に空気調整設備を設けている農業大学の授業料の額に加算する額を次のように定め、平成21年4月1日から実施する。 平成21年2月17日 和歌山県知事 仁坂吉伸 和歌山県農業大学校 1人につき年額1,300円</p>	<p>和歌山県告示第159号 農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。 平成21年2月17日 和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町近露字穴口13・16の13・16の21(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)</p> <p>2 指定の目的 土砂の崩壊の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p>
<p>和歌山県告示第158号 農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。 平成21年2月17日</p>	<p>和歌山県告示第160号 農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。 平成21年2月17日</p>

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町三越字細木尾2686、2687、2688(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字細木尾2688(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立
木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め
る標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市
役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第161号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定で
ある旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249
号)第30条の規定により告示する。

平成21年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町三越字薄井谷1067から1072まで、1072の1、1073の1、1073の2、1074から1078まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字薄井谷1074・1077(以上2筆について次の図に示
す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立
木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め
る標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市
役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第162号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定で
ある旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249
号)第30条の規定により告示する。

平成21年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡高野町大字湯川字竹垣内636の1、636の4、636の7、652の5、676の1、676の4、676の5・676の6・685の1・685の2(以上4筆について
次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役
場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第163号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条第1項
第1号ロの規定により、加入区の名称、水域及び区域を次
のように定める。

平成21年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業

あわびをとる漁業

加入区の名称	水 域	区 域
あわび須江	和共第38号漁業権の 漁場の区域	和歌山東漁業協同組 合の地区のうち東牟 婁郡串本町須江

和歌山県告示第164号

漁業災害法(昭和39年法律第158号)第105条第1項第2号
ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

平成21年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名称	区 域	区 分
塩津底びき網	海南市漁業協同組合の 地区のうち海南市下津 町塩津	総トン数10トン未満 の動力漁船を使用し て行う小型機船底び き網漁業を主とする

		漁業
塩津船びき網	海南市漁業協同組合の地区のうち海南市下津町塩津	総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う瀬戸内海機船船びき網漁業
大崎底びき網第1	海南市漁業協同組合の地区のうち海南市下津町大崎	総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業
大崎底びき網第2	海南市漁業協同組合の地区のうち海南市下津町大崎	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う小型機船底びき網漁業を主とする漁業
下津船びき網	海南市漁業協同組合の地区のうち海南市下津町下津	総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う瀬戸内海機船船びき網漁業

和歌山県告示第165号

漁業災害法(昭和39年法律第158号)第105条第1項第2号ロの規定により、区域及び区分を次のように定める。

平成3年和歌山県告示第434号(漁業共済にかかる共済加入区の指定)は、廃止する。

平成21年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区の名 称	区 域	区 分
冷水浦船びき網	海南市漁業協同組合の地区のうち海南市冷水	総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う瀬戸内海機船船びき網漁業

和歌山県告示第166号

昭和43年和歌山県告示第168号(漁業共済加入区の区域指定)の一部を次のように改正する。

平成21年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

告示中「 " 大崎第3加入区 下津町大崎の区域」を削る。

和歌山県告示第167号

昭和48年和歌山県告示第925号(漁業災害補償法による一定の水域等の制定)の一部を次のように改正する。

平成21年2月17日

1 試験日程

試験名	試験案内・申込書の配布開始	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	第3次試験日

和歌山県知事 仁坂吉伸

あわびをとる漁業漁業災害補償法第104条第1号に掲げる

漁業の表中「 " 第25加入区 " " 須江 " 」を削る。

和歌山県告示第168号

昭和49年和歌山県告示第844号(漁業災害補償法による区域等の指定)の一部を次のように改正する。

平成21年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第3号に掲げる漁業の表大崎漁業協同組合の地区の項、塩津漁業協同組合の地区の項及び下津漁業協同組合の地区の項を削る。

和歌山県告示第169号

昭和49年和歌山県告示第845号(漁業災害補償法による区域等の指定)の一部を次のように改正する。

平成21年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表中「大崎漁業協同組合の地区 小型底びき網漁業を主とする漁業」

「塩津漁業協同組合の地区 小型機船底びき網を削り、 同上 延縄を主とする漁業 戸坂漁業協同組合の地区 同上」

漁業を主とする漁業

を「戸坂漁業協同組合の地区」

延縄を主とする漁業」に改める。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第1号

平成21年度和歌山県職員採用試験実施計画を次のとおり定める。

平成21年2月17日

和歌山県人事委員会委員長 守屋駿二

I種(大学卒業程度)		平成21年4月17日予定	平成21年4月27日～ 平成21年5月22日	平成21年6月28日	平成21年8月上旬	
III種(高校卒業程度)		平成21年7月3日予定	平成21年8月3日～ 平成21年8月21日	平成21年9月27日	平成21年10月下旬	
警察官A	男性	平成21年3月13日予定	平成21年4月1日～ 平成21年4月17日	平成21年5月10日	平成21年6月上旬	平成21年7月中旬
	女性					
警察官B	男性	平成21年7月3日予定	平成21年7月21日～ 平成21年8月7日	平成21年9月20日	平成21年10月下旬	平成21年11月下旬
	女性					

2 受験資格

試験名	受験資格	
I種	次のア又はイの要件を満たす人 ア 昭和49年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人 イ 昭和63年4月2日以降に生まれた人で、大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成22年3月末日までに卒業見込みの人	
III種	昭和60年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人(大学(短大を除く。))における在学期間が2年を超える人は除く。)	
警察官A	男性	昭和52年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人で、大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成22年3月末日までに卒業見込みの人
	女性	
警察官B	男性	昭和52年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人で、上記「警察官A」の受験資格に該当しない人
	女性	

3 試験地

試験名	第1次試験	第2次試験等
I種	和歌山市、田辺市	和歌山市
III種	和歌山市、田辺市、新宮市	和歌山市
警察官A	男性	和歌山市 (第2次及び第3次試験)
	女性	
警察官B	男性	和歌山市 (第2次及び第3次試験)
	女性	

4 その他

(1) 試験区分、採用予定人員、受験資格等の詳細については、各試験ごとに要綱を定める。

なお、この計画は、都合により変更される場合がある。

(2) I種試験(一般行政職)において、特筆すべき個人の能力を評価するための別枠試験を実施する予定である。

(3) 資格免許職等職員採用選考試験、育休等任期付職員採用試験、身体障害者を対象とした職員採用選考試験等については、実施の有無を含め未定である。

公 告

入札公告

第二期統合利用・セキュリティ基盤の設営委託及びサーバ等の賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成21年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成21年度

(2) 業務内容

第二期統合利用・セキュリティ基盤の設営委託及びサーバ等の賃貸借

(3) 業務委託の内容

入札説明書による。

(4) 情報システム設置場所、納入場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 納入期限

平成21年9月30日(水)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成21年和歌山県告示第156号に規定する第二期統合利用・セキュリティ基盤の設営委託及びサーバ等の賃貸借に係る競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

<p>(1) 場所 和歌山市湊通丁北一丁目2番1号 和歌山県庁南別館4階 和歌山県企画部企画政策局情報政策課</p> <p>(2) 日時 平成21年2月17日(火)から平成21年2月23日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで</p> <p>4 入札説明書を交付する場所及び日時等</p> <p>(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>イ 日時 3の(2)に同じ。</p> <p>(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成21年2月26日(木)までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。</p> <p>5 事業説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市湊通丁北一丁目2番1号 和歌山県庁南別館5階 和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室</p> <p>(2) 日時 平成21年2月23日(月)午後2時から</p> <p>6 一般競争入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市湊通丁北一丁目2番1号 和歌山県庁南別館5階 和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室</p> <p>イ 入札日時 平成21年4月1日(水)午前11時から</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により</p>	<p>競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成21年4月1日(水)午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。</p> <p>7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>コンソーシアムとして入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から受任された者が入札保証金を納付すること。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合において、構成員のうちの代表者又は代表者から受任を受けた者が契約保証金を納付すること。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>コンソーシアムとして契約を締結するときは、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争</p>
---	---

入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかが上記の無効とする入札に該当するときは、入札を無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否
要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1号

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2402

ファクシミリ番号 073-428-1136

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この一般競争入札は、平成21年2月和歌山県議会において、平成21年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更するものとする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products/services to

be purchased:

Installation of secondary integrated-use/security infrastructure for Information system; leasing of servers, etc.

(2) Date/time of bidding:

11:00am 1 April 2009(Deadline for bids submitted by mail : 9:30am 1 April 2009)

(3) Inquiries:

Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government, 1-2-1 Minato-doricho-kita, Wakayama-shi, 640-8585 Japan

TEL 073-441-2402

FAX 073-428-1136

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年2月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	紀の川市中井阪字轟塚155番、156番、157番、158番、185番1、185番2、192番、193番、228番3、228番4の一部、水路、市道
許可を受けた者の住所及び氏名	紀の川市中井阪74番地 株式会社はまだ 代表取締役 濱田義仁

正 誤

正 誤

平成21年2月6日付け和歌山県報第2034号目次及び和歌山県告示第130号中

ページ	段	行目	誤	正
1	左	上から15	三谷井土地改良区	橋本市吉原土地改良区
3	右	下から15	三谷井土地改良区	橋本市吉原土地改良区